

組織内弁護士による刑事弁護事件の受任に関する倫理行動指針

日本組織内弁護士協会

2010年3月 3日制定

2025年2月14日改正

第 1 はじめに

- (1) 本指針は、弁護士倫理の観点から、組織内弁護士が国選弁護事件、当番弁護事件、私選の刑事弁護事件などの刑事弁護事件(以下「刑事弁護」という。)を受任することの意義と問題点、受任を避けるべき事件、刑事弁護を受任する場合に遵守することが望ましい事項などについて指針としてまとめたものである。
- (2) 本指針は、当協会として、現時点で相当と思われる一定の基準を示すことにより、組織内弁護士の倫理と所属組織及び関係者の利益に反するような事態を防止することを目的とするが、その適用においては、当該組織内弁護士の職務の内容や業務の実態、所属組織の事業、形態、利益相反の状況等を考慮して、個々具体的な事例に応じた適切な対応がなされるべきである。
- (3) 本指針は、当会の会員のみならず、広く組織内弁護士一般に対して提供されるものである。

第 2 刑事弁護を受任することの意義と注意点

刑事弁護の受任は、多くの弁護士会で社会正義の実現に資する公益活動の一つとみなされ、弁護士として自発的かつ意欲的な事件受任が期待されている。また、刑事事件の処理は、民事事件とは異なる厳格な証拠法則や尋問技術などの法廷戦術を磨く貴重な機会ともなっており、弁護士にとっても重要な研鑽の場となっている。特に、比較的経験の浅い弁護士にとっては、刑事弁護の国選弁護は法廷弁護に関する研鑽の場としての意義は小さくない。

一方で、裁判員制度の導入などにより刑事弁護の重要性や難易度は更に増しており、経験の浅い弁護士が単独で処理することが難しい場合も少なくない。難易度の高い刑事事件について無理に単独で処理をすれば被疑者・被告人が十分な弁護活動を受けられなくなる懸念もあり、経験を積んだ弁護士のサポート

を受けたり、共同受任したりすることが望ましい。

こうした刑事弁護を受任することの意義や懸念は、組織内弁護士においても変わるところはない。弁護士登録と同時に法律事務所以外の組織に就職した新人弁護士にとっては、刑事弁護の国選弁護は法廷経験を積む貴重な機会となる反面、職場に十分な刑事弁護の経験を積んだ先輩の組織内弁護士がいないため刑事弁護に関する十分なサポートが受けられない可能性も高く、刑事事件を受任することの意義、懸念ともに法律事務所に所属する弁護士以上に顕在化しやすいといえる。

加えて、組織内弁護士は、所属組織の就業規則や就業時間による活動の時間的・場所的制約、職場における刑事事件の秘密保持、刑事事件の関係者による所属組織への関与の防止、などの諸点において、法律事務所に所属する弁護士以上に様々な配慮を必要とし、これらの配慮を怠れば、所属組織が無用な紛争や論争に巻き込まれる懸念がある。一般的に紛争を業務とする法律事務所と異なり、特定の営利又は非営利事業を営んでいる組織等にとって無用な紛争や論争に巻き込まれることは慎重に避けなければならない。

このように、組織内弁護士が刑事弁護を受任するという事は、それ自体、法律事務所に所属する弁護士とは異なった意義や問題点の双方を生じさせる可能性がある。なお、組織内弁護士が一概に「組織内弁護士は刑事弁護を受任した方がよい。」「受任しない方がよい。」と言えるものではない。よって、組織内弁護士が刑事弁護を実際に受任するか否かは、個々の事案ごとに組織内弁護士自身の弁護士としての経験及び能力、受任する予定の事件の内容、性質や特殊性などを十分考慮し、かつ、所属組織の了承を得た上で検討することが望ましい。

また、刑事弁護の受任を、新人・若手弁護士の義務と定めている弁護士会があり、そのような弁護士会に所属する新人・若手の組織内弁護士は、所属弁護士会との関係で、刑事弁護の受任を義務として行わなければならない状況が見受けられる。本指針は、そのような新人・若手の組織内弁護士が参照することも想定している。

第3 受任するか否かについて特に注意すべき事件

1. 総論

組織内弁護士が刑事弁護を受任するにあたって十分な配慮を怠れば、所属組織や被疑者・被告人を無用な紛争や論争に巻き込む懸念がある。被疑者・被告

人の利益の観点からも、所属組織との関係や影響によって、組織内弁護士の職務の適正に対する疑念を生じさせるような状況は妥当でない。

以下に、特にこうした問題を生じる危険性が高いと考えられる類型について概説するが、ここに記載したもの以外にも同様の問題を生じる可能性がないか、個別の案件毎に十分注意して受任するか否かを慎重に検討し、問題がある場合には受任を避けることが望ましい。

2. 利益相反又は類似の状況を生じさせうる事件

受任しようとする事件が所属組織と利益相反を生じさせうる関係にある場合は、受任を避けなければならない。例えば、被告人・被疑者が、過去または現在において組織内弁護士の所属組織と委任関係、雇用関係にある場合や、被疑事件・被告事件が、組織内弁護士の所属組織と何らかの関連性を有するような場合である。

また、直接の利益相反関係にない場合であっても、利益相反と類似の状況を生じさせうる懸念が認められる場合は、原則として受任を拒否するなど、受任の是非を慎重に検討することが望ましい。

こうした事件の被疑者や被告人の弁護を受任することは、組織内弁護士及び所属組織の双方の職務の適正に対する疑念を生じさせかねず、所属組織に対しても社会的な不信感を与えることとなりかねないことから、受任にあたっては慎重な対応が求められる。

3. 社会的に注目されている事件、裁判員裁判

利益相反類似の関係等は見られずとも、社会的に注目されている凶悪犯罪の被疑者や被告人の弁護を受任することは、「A社が凶悪犯罪者を擁護している」といった風評を生みかねず、所属組織を無用な議論や論争に巻き込むことになりかねない。

法律事務所に所属する弁護士であれば、一般的に法律事務所は様々な紛争事件を受任するため、こうした事件の弁護を受任したとしても当該弁護士の所属事務所やその顧問先企業等が社会的な議論や論争に巻き込まれることは一般的には可能性は低いと考えられるが、組織の役職員という立場にある組織内弁護士の場合は、所属組織と一体として見られやすく、社会的な議論や論争の対象になり得るということを十分認識する必要がある。

特に、組織内弁護士の所属組織が、知名度が高い企業や、公的な色彩の強い

組織の場合、こうした風評被害を受けやすい傾向があり、より慎重な対応が求められる。

また、社会的に注目されているとまではいえなくても、裁判員裁判は、証拠調べ期日、裁判期日について多くの日程を費やす複雑な事案であることが多く、組織内弁護士が裁判員裁判を受任すると、事件の関係者のみならず組織内弁護士の所属組織との間で多くの調整を要することが考えられる。よって、組織内弁護士が裁判員裁判を受任することは慎重に検討することが望ましい。

第4 被疑者弁護についての留意点

被疑者弁護は、最初から被疑者私選弁護として受任する場合、当番弁護での接見を契機として、被疑者国選弁護ないし被疑者私選弁護として受任する場合がある。

被疑者弁護については、所属する弁護士会の会規等により、接見後、被疑者からの求めがあった場合には原則として私選弁護を受任しなくてはならないとされている場合がある。ただし、被疑者弁護はいかなる内容の被疑事件に関していかなる被疑者から依頼があるか接見以前に知ることができないため、接見以後に前記の「第3」にあげたような利益相反等の問題を含む案件であることが判明する可能性も否定できない。

法律事務所に所属する弁護士は、明らかな利益相反が認められるような場合には私選弁護の受任を拒否できるが、組織内弁護士について「第3」にあげたような所属組織との利益相反等の事情が認められる場合に私選弁護の受任を拒否する等の対応が可能であるかについては事前に所属する弁護士会の刑事課ないし法テラスに相談しておくことが望ましい。

また、当番弁護から被疑者私選弁護に移行する場合には、被疑者自身から私選弁護の報酬を受領することになるが、この点について就業規則上の問題が生じる可能性がある。自身の所属する組織の就業規則上、営利活動の扱いがどのようなになっているのかについては当番弁護の名簿に登載される以前に十分検討し、必要に応じて所属組織の了承を得ておくことが望ましい。

所属組織との関係で、被疑者弁護は受任できるものの、被告人弁護の公判弁護の段階までは受任できない等の事情がある場合には、組織内弁護士は、はじめから被疑者弁護を引き受けないことが望ましい。

なお、被疑者弁護において不起訴とならず、かつ、組織内弁護士自身の力量では十分な被告人弁護がなしえないことと考えられる場合など、やむを得ない

事情が生じた場合には、組織内弁護士自身以外の被告人国選弁護の利用または私選弁護人の依頼を被告人に推奨することも考えられる。

第5 受任する際の職務遂行に伴う注意事項

1. 総論

上記の諸事項を十分考慮した上で、刑事事件の受任に至った場合であっても、組織内弁護士は法律事務所に所属する弁護士と異なり、その職務遂行にあたって、①守秘義務の遵守、②所属組織への悪影響の防止、③所属組織の就業規則との抵触の回避などの観点から特段の注意や対応が求められる。

以下は、こうした特段の注意や対応を要する事項を列挙し、その対策を記載したものである。ここに記載した対策は、それを全て遵守しなくては上記懸念を払拭できないというものではなく、一方、これらを全て遵守すれば上記懸念を常に払拭できるというものでもない。あくまで現時点で相当と思われる一定の基準を示すものである。

2. 自己紹介

- (1) 被疑者・被告人並びにそれらの関係者、及び、被害者並びにその関係者に対して、自身が当該事件の刑事弁護人である旨を告げる際には、自らが組織内弁護士であること、刑事弁護を行うにあたっては所属組織とは無関係であること、弁護活動に支障はないことなどを丁寧に説明し、理解を得ることが望ましい。
- (2) この際、これらの関係者からの信頼を得るためには、所属組織の名称も伝えることが有益であるが、その場合は、予め、所属組織の理解を得ておくことが望ましい。

3. 電話番号・メールアドレス

- (1) 法テラス、警察署、検察庁、裁判所等の関係公的機関（以下「関係公的機関」という。）、及び、被疑者・被告人もしくはそれらの関係者には、原則として弁護士個人の連絡先のみ（私用の携帯電話番号や私用のメールアドレスなど）を伝え、やむを得ない場合を除き、所属組織の代表番号や共用番号を教えないことが望ましい。
- (2) 私用の携帯電話番号を被疑者・被告人に知らせることに懸念等がある場合は、刑事弁護用にもう1台携帯電話を持つ、あるいは、デュアルSIMで

一方を刑事弁護用にするなどし、プライベートと刑事弁護用の電話番号を使い分け、必要に応じて刑事弁護用の番号を解約することなどが考えられる。

- (3) 関係公的機関からの要請があり、やむを得ず組織内弁護士の所属組織の電話番号等をこれらの関係公的機関に伝えた結果、当該組織内弁護士の不在時に、所属組織の一般従業員等が電話に対応する可能性がある場合には、組織内弁護士は、関係公的機関に対して、守秘義務を負っていない一般従業員が電話に出る可能性があることを予め伝えおくと共に、職場の同僚等に対しては、関係公的機関から電話がかかってくる可能性がある旨を周知しておくことが望ましい。
- (4) 被疑者・被告人又はそれらの関係者から、所属組織の連絡先を開示するように要請された場合には、組織内弁護士は所属組織とは無関係に刑事弁護を行っていること、所属組織に対して刑事事件の内容が伝わることは守秘義務違反の問題を生じることを丁寧に説明し、理解を得るように努めることが望ましい。
- (5) 組織内弁護士の職場のデスク等での会話は周囲に聞かれる可能性があるため、刑事弁護に関するやり取りは、単純な事務連絡を除いて原則として職場のデスク等では行わず、自身の携帯電話を用い、遮音された職場の会議室等の、他人に会話を聞かれない場所を用いることが望ましい。組織内弁護士は、このような目的での職場の会議室等の利用について、職場の理解・許可を得ておくことが望ましい。

4. ファックス

本指針の本改正の時点（2025年2月）において、一部の関係公的機関では電子メールでの対応を行っておらず、依然としてファックスの対応を行っている。そのため、ファックスの利用について、下記の点に留意が必要である。

- (1) 関係公的機関には、電話・メールアドレスと同様、原則として組織内弁護士個人のファックス番号を伝え、やむを得ない場合を除き、所属組織のファックス番号を教えないことが望ましい。
- (2) 弁護士個人のファックスとしては、自宅の固定電話回線のほかに、インターネットファックスサービスを利用することが考えられる。インターネットファックスサービスはパソコンからいつでも送受信ができ、いざというときの廃止も容易であるという利点がある。

- (3) 所属組織の了解があれば、関係公的機関に対して、組織内弁護士の職場のファックス番号を教えることも許容され得ると考えられるが、関係公的機関からのファックスには刑事弁護に関する情報が記載されているため、当該刑事事件に関する守秘義務を確保するための適切な対策を講じることが条件となると考えられる。
- (4) 刑事事件に関する守秘義務を確保するための対策としては、組織内弁護士の不在時にファックスが送られて来る可能性がある場合には、組織内弁護士から職場の同僚等に対し、ファックス送付書をよく確認し、関係公的機関から担当弁護士自身あてのファックスについては2枚目以降を一切見ずに、そのまま担当弁護士自身に交付するよう周知徹底しておくことなどが考えられるが、実効性については個別具体的な検討が必要である。
- (5) 事件終了後には、法テラスから、報酬の見積り通知と送金通知の2度ファックスが送られてくるので、これについても他の従業員が見る可能性があることを念頭に入れて必要なら上記に準じた対応をしておくことが望ましい。

5. 名刺

- (1) 組織内弁護士が、組織内弁護士の所属組織の名刺を、被疑者・被告人または被害者などの関係者に交付することは、組織内弁護士または所属組織が犯罪に関与している、あるいは弁護活動に関与しているとの誤解を与えるおそれがある。
- (2) 上記の問題を回避するためには、組織内弁護士の所属組織の所在地住所を記載せず、組織内弁護士の私用の携帯電話番号・メールアドレスを印刷した組織内弁護士の個人の名刺を用いるといった方法が望ましい。
- (3) 上記の組織内弁護士個人の名刺を活用する場合、名刺には、組織内弁護士個人の携帯電話番号、FAX番号（上記の電子ファックスサービスのFAX番号を含む）、メールアドレスのみを記載すれば足り、組織内弁護士自身の自宅住所を印刷する必要性はない。組織内弁護士の自宅住所が刑事事件の関係者に知られることにはリスクがあることに注意すべきである。

6. 接見

- (1) 接見は、被疑者・被告人の利益・要望と、所属組織の就業規則や業務指示のバランスに十分配慮しながら、適切な曜日・時間を選択し、組織内弁護士

の本来業務と刑事事件処理との両立を図ることが望ましい。

- (2) 組織内弁護士の就業時間中に接見を行う場合には、就業規則上の扱いについて位置づけを明確にしておくこと、所属組織の承諾を得ておくことが望ましい。

7. 打ち合わせ場所

- (1) 保釈された被疑者・被告人、関係者などと事件に関して打ち合わせをする際には、弁護士会館の打ち合わせ室など、秘密が確保できる場所を利用することが望ましい。
- (2) やむを得ず、喫茶店など秘密が確保できない可能性がある場所を利用する場合は、事件の秘密に関する話が漏洩しないよう十分な注意を払うことが望ましい。
- (3) 所属組織が事件に関与しているとの誤認を生じさせるおそれがあることから、所属組織の会議室を利用することは原則として避けるべきであるが、必要やむを得ない場合においては、所属組織の会議室の利用について、事前に所属組織の了承を得ておくことが望ましい。

8. 所属組織の設備・備品・リソース等の利用

- (1) 事件処理にあたって、所属組織のプリンター、ファックス、アシスタントなどを利用するに際しては、当該行為が所属組織の就業規則等に違反しないか否かよく確認すると共に、必要な手続きがあれば事前に行うことが望ましい。
- (2) 所属組織の設備・備品・リソース等の利用についてある程度の自由裁量に委ねられている場合であっても、職場の実状に応じて所属組織の上長等に説明をして理解を得ておくことが望ましい。

9. 公判期日

公判期日は平日の就業時間中に裁判所で対応する以外に方法がないのが通常である。そのため、所属組織の就業規則上の扱い等を明確にしておくことが特に重要である。

10. 報酬の受領

- (1) 国選弁護に対しては国から報酬が支給されるが、これを組織内弁護士自ら

が受領できるか否か、受領する際に手続きが必要か否か等について、受任する前に、所属組織の就業規則等をよく確認し、報酬の受領に事前の承諾を要件とする組織においては、適切に承諾を得ておくことが望ましい。

- (2) 当番弁護で接見した被疑者から依頼されて私選弁護を受任する場合には、被疑者自身から報酬を受領することとなるが、国からの支給ではなく、金額についても任意で合意することができるため、就業規則等との関係ではより一層慎重な対応が必要である。当番弁護の名簿に登載される以前にこの問題については解決しておくことが望ましい。
- (3) 就業規則等において、従業員の営利活動を一切禁止する組織においては、当該規定違反を回避して受任する方法が構築できないか等について所属組織と十分議論を尽くすことが望ましい。
- (4) 就業規則等において、従業員の営利活動を一切禁止しておらずとも、国選・私選を問わず、報酬を受領する場合は、所属組織との関係で副業となるので、副業に関する方針、社内規程等があれば、それらを遵守することが望ましい。
- (5) 所属組織との関係で、兼業・副業として刑事弁護を受任する場合は、本指針と共に、「組織内弁護士による兼業・副業としての弁護士業務に関する倫理行動指針（J I L A 指針第4号）」を参照のこと。

第6 私選の弁護事件の受任について

組織内弁護士が私選の刑事弁護を受任する場合にも、上記に記載した事項に留意すべきである。

以上